

機関番号：32641

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20607005

研究課題名 (和文) 模倣品を排除する法的対策を組み込んだデザインマネジメントモデルの研究

研究課題名 (英文) Research on design management model incorporating legal measure against imitative goods

研究代表者 佐藤 恵太 (SATO Keita)

中央大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：60205911

研究成果の概要 (和文)：

法律知識に疎いデザイナーが、実創作に際して、権利侵害の嫌疑を受けないようにしつつ自らの権利を確保するために、最も重要な手段は、少なくとも商品の立体的形状については、意匠登録出願を行って意匠権を確保することであろう。しかし、従来指摘されていた、可能な限り早い出願は必ずしも望ましい場合ばかりではない。加えて、意匠権は完全ではなく、海外での商品販売に際して、第三者の意匠権が存在しなくとも伝統的部族模様等の模倣とされる場合もあり、また、保護対象を変更する立法や、独占禁止法違反で権利行使ができない場合も生じ得る。このように、数々の保護法策を立体的に理解することが求められており、他者の権利に関するサーチ手段の啓蒙とともに、デザイナー教育に際しては、創作段階におけるマネジメントを教えることこそが重要と考えられる。

研究成果の概要 (英文)：

The focus of this project is to make clarification; i) When Design right application should be made? ii) What is the reason for Design right registration? Normally, design training book taught, earlier registration should be an ideal model. However, early registration could make a possibility of early imitation, in some case. And Design right is not almighty, because traditional design protection by sui generis law and changing law of subject matter of design right (i.e. EU proposal for spare parts design exclusion) could block exercising Design right. In conclusion, educating designers should be include "How should designers know the complex legal protection system for design especially three dimensional object design?" and how to search third parties' right.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：デザイン、模倣

## 1. 研究開始当初の背景

デザイナーは、基本的に納期に追われて実作をするのみであり、実創作に熱心であっても、法律面に疎い場合が多い。そこで、いざデザインは完成してみたが、類似デザインの存在によって製品化が実現できないとか、製品とするまでに大修正を余儀なくされる等のトラブルが生じかねない。従前強調されてきたのは、模倣されたときにどう対処して模倣品を排除する方策として有効なのは、いかなる方法か、という点ばかりであったが、実際には、自らが侵害との嫌疑をかけられないようにするほうが、第一歩として重視すべき内容であろう。

その点、デザイン創作プロセスに模倣対策をあらかじめ組み込むことによって、デザイン完成後製品実作までの間の修正というような余計な作業を回避する方策を考え、それをデザイナーに対していかに教育していくかという手法が必要となる。また、模倣被害が生じた場合に、デザイナーの多くは対処策を知らず、模倣品が販売されてから長い時間を経過してようやく弁護士にアドバイスを求めることが多く、そのときには、時すでに遅しという場合が少なくない。その点、実創作の際に模倣対策に注意していることができれば、模倣被害が生じてからの対策も迅速にとられることとなろう。以上が、本研究の背景である。

## 2. 研究の目的

本研究が明らかにしようとしているのは、①デザイン開発が行われる際に、デザイナーから見落とされることが多い模倣品排除のための対策（自らの創作したデザインを模倣品という嫌疑にさらされないようにする手段と言い替えてもよい）を、デザイン開発プロセスに組み込む手法を明らかにし、②模倣品排除のために有効な策を法律家が伝える手法、以上である。模倣品を市場から排除する方策は、意匠登録に限られるものではなく、いつの時点でデザイナー等が何をすることが模倣抑止策として最適かを、必要な費用、準備に必要な事項等を整理しながら明らかにすることである。①については、自らの実作の際に、他者の模倣であるとの嫌疑をかけられないようにするための方策として、他者の権利の調査と、自らの権利保護策（特に、行政手続を経て権利を設定する必要がある意匠権などについて、どのような対象をいつのタイミングで登録出願するか、また保護要件をクリアするためにどのような証拠を収集しておけばよいか等）を整理して、リスク要因を除去する方策を示すことが、目標であった。②については、①の事実をデザイナーや、中小企業のオーナー社長のような法律知

識を有しない者に、どのように説明するかを念頭におきながら、①を平易に説明する手法を検討することを目途とした。

## 3. 研究の方法

本研究では、①3つの調査 [a 主要産業のデザイン開発プロセスと知的財産管理、b 国内外における模倣対策法制と実務（特に意匠登録出願の実態）、c デザイナーの意識]、②模倣対策にかかる多数の法領域（国内外、意匠登録法制、不正競争防止法、著作権法、登録なきデザイン権など）の総合的な理論分析、③制度利用者および実務家の評価、以上の三段階として当初は設定した。しかし、その後の調査によって、伝統的デザインに関する単独法（インディアン等の原住民が部族に伝えてきた模様等を商品化した場合に、意匠登録できない場合でも模倣禁止権を付与する場合がある）を有する国がいくつかあり、また立法の大幅変更のリスクもあると思いつたので、2年目以降の上記①bの分析において、リスク要因分析に重点を置くこととした。①の調査は、a bを文献調査（時計等の一部分野については、聞き取りを併用）、cが聞き取り中心、②は文献調査と分析、③は聞き取りに重点をおいた。

## 4. 研究成果

1) デザイン開発のプロセス（図1）を追って、どのタイミングで意匠登録出願等、権利化のための行為を行えばよいかという検討を経て、以下の知見を得た。

### 【図1】典型的なデザイン創作プロセス例

①何をデザインするかを決定【顧客の注文】

- ↓ a)
- ②ラフスケッチ
- ↓ b)
- ③モデルの製作
- ↓ c)
- ④製品試作品
- ↓ d)
- ⑤見本市出品
- ↓ e)
- ⑥製品販売開始
- ↓ f)

まず、権利化のための行為＝行政庁への出願行為は、意匠権をとりたときには要件に新規性と最先出願の2つがあるため、基本的に早ければ早いほどよい（図1の②かbの時点）と従前は考えられていた。しかし、製品化の決定タイミングより極端に早すぎると、製品販売開始前にデザインが公表されてしまい、かえって模倣の危険を増大する場合が

あり、②から⑥の時間的経過と他社の市場動向を慎重に見極める必要がある。

また、デザインの公開（⑤または⑥）前後に分けて考えることも重要である。公開前後で分けることができるのは、意匠登録は、公開によって保護の機会が失われるし、営業秘密保護に必須の秘密管理を公開までに開始しなければ同様に保護が失われ、以後は不正競争行為として差し止めを求めるしか方法がなくなるため、保護の仕組みの分岐点が開示時点となるからである。インターネット上での公開も、新規性喪失要因として数えられているので、注意が必要となる。

2) さて、デザインマネジメントにとって意匠登録はいかなる意味を持つのか。この点、費用対効果の面で最善策であるとの指摘がデザイナー、弁理士等の意見聴取の結果であった。他方、スペアパーツ意匠の問題（欧州意匠指令改正案として、スペアパーツ意匠の意匠登録が認められないという案が欧州議会に提案されており、詳細を2年目の学会報告等によって明らかにした）のように、今まで意匠登録可能であった対象が、法改正によって登録不可能になる場合もある。登録が実現した意匠を具現した製品を海外に販売したところ、現地国の単独法によって、伝統的部族（たとえば、アメリカン・インディアンや、オーストラリアのアボリジニ）に伝わる模様等が、**traditional knowledge**として模倣禁止権によって保護されている場合があり、それを見逃して意匠登録を認めてしまう場合があっても、海外における販売の結果、新規性がないことが後から判明してしまい、権利行使が認められなくなってしまう事例があり得よう。さらに、独占禁止法の発動によって期待される強力な効果が一部停止される事態もあり得る（後者の成果については、2010年9月の研究会報告で明らかにした）。2年目に明らかにした伝統的部族の伝統模様の単独法保護がリスク要因になることとともに、意匠権を獲得し、他者の意匠権にだけ注意していれば、マネジメントとしては十分であるというデザイナー等の意見聴取に現れた考え（それは、デザイナー社会にとって当然と受け取られている考えである）が不適切な部分もあることが明らかにできたと思う。

3) では、いつの時点で意匠登録出願することが相応しいか。図1の②から④の間は、何度も試作品が生まれては改変されるという繰り返しとなるだろう（インダストリアルデザイナーに対するインタビューの結果）。結局製品化しないのであれば、もとも

と利益を生まないデザインに資金を投じて意匠権を成立させる必要性は小さい。他方、デザイナーの発想法が、現行意匠法の保護対象に収まりきらないという場合も生じており、出願しにくい形状等の場合においては、意匠登録出願という選択肢をある程度捨て、不正競争行為類型として差し止め請求をできるように、周知性等の要件を満たす状況を証拠の面からつくっていくアドバイスが必要となる場合もある。

いかにしても、デザインの創作は、こと三次元の物品（コンピュータグラフィック等の非三次元デザインを含まない）だけをとっていても、かくも複雑であり、これを明快に紐解くためには、単に制度を羅列して比較するだけの教材では、デザイナーは理解できないであろう。ここに、デザインマネジメントの必要性があり、デザイナーが実創作の途中で他人の権利行使に気がつかいながら作業を進めていくべきと考える理由が存する。

なお、以上の検討成果は、より具体的な形で1冊の教材にまとめることが企図されているが、全体の成果とりまとめが、若干遅れ込んでいる。後に、「ものづくり支援法務」と題して、2012年には公刊される見込みである。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 佐藤恵太/毛利峰子・スペアパーツ意匠保護に関する除外条項の適否、日本工業所有権法学会年報、査読あり33号8-20頁、2010年

〔学会発表〕（計3件）

- ① 佐藤恵太・スペアパーツ意匠の法的保護・知財独禁法研究会・2010年9月10日、公正取引委員会
- ② 佐藤恵太/毛利峰子・スペアパーツ意匠保護に関する除外条項の適否、日本工業所有権法学会・2009年9月12日、神戸大学。
- ③ 佐藤恵太・意匠法に関するスライド教材の作成方法（Audiovisual teaching material project; Design Law; Pilot examples on DVD）、ATRIP (Association of Teachers and Researchers for Intellectual Property law) 研究会、2008年7月23日、マックスプランク知的財産法研究所（ドイツ・ミュンヘン）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤恵太 (SATO Keita)

研究者番号 : 60205911

(2) 研究協力者

毛利峰子 (MOHRI Mineko)

弁護士